

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年5月2日（令和7年（行情）諮問第518号ないし同第522号）

答申日：令和8年5月25日（令和8年度（行情）答申第153号ないし同第157号）

事件名：特定の開示決定等で特定された文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書3」ないし「文書18」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月11日付け情報公開第00004号、同日付け同第00005号、同日付け同第00006号、同年3月22日付け同第03643号及び同年4月11日付け同第00007号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。令和7年（行情）諮問第518

号)

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ (略)

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 に係るもの。令和 7 年 (行情) 諮問第 5 1 9 号)

ア 上記 (1) アと同旨。

イ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 に係るもの。令和 7 年 (行情) 諮問第 5 2 0 号)

ア 上記 (1) アと同旨。

イ (略)

(4) 審査請求書 4 (原処分 4 に係るもの。令和 7 年 (行情) 諮問第 5 2 1 号)

上記 (1) アと同旨。

(5) 審査請求書 5 (原処分 5 に係るもの。令和 7 年 (行情) 諮問第 5 2 2 号)

ア 上記 (1) アと同旨。

イ (略)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分 1 (令和 7 年 (行情) 諮問第 5 1 8 号)

(1) 経緯

処分庁は、令和 3 年 8 月 1 6 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 の開示請求に対し、法 1 1 条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として 2 件の文書を特定し開示とする決定を行い (令和 3 年 1 0 月 5 日付け情報公開第 0 2 0 7 3 号)、更に、最終の決定として 1 6 件の文書を特定し、その全てを開示とする決定を行った (令和 4 年 4 月 1 1 日付け情報公開第 0 0 0 0 4 号 (原処分 1))。

これに対し、審査請求人は、令和 4 年 4 月 2 0 日付けで「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」等の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に記載の文書 3 ないし文書 1 8 の 1 6 件である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める (略) 等主張している。①について、処分庁は、審査請求人が請求した

内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはない。（略）それゆえ、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和7年（行情）諮問第519号）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年10月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書を特定し開示とする決定を行い（令和3年12月13日付け情報公開第号02663号）、更に、最終の決定として15件の文書を特定し、その全てを開示とする決定を行った（令和4年4月11日付け情報公開第00005号（原処分2））。

これに対し、審査請求人は、令和4年4月20日付けで「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」等の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に記載の文書4ないし文書18の15件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1（3）と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和7年（行情）諮問第520号）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年12月23日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書を特定し開示とする決定を行い（令和4年2月21日付け情報公開第号03312号）、更に、最終の決定として14件の文書を特定し、その全てを開示とする決定を行った（令和4年4月11日付け情報公開第00006号（原処分3））。

これに対し、審査請求人は、令和4年4月20日付けで「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」等の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に記載の文書4ないし文書18の文書16件である。（原文ママ）

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4(令和7年(行情)諮問第521号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年1月19日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、16件の文書を特定し、その全てを開示とする決定を行った(令和4年3月22日付け情報公開第03643号(原処分4))。

これに対し、審査請求人は、令和4年4月12日付けで特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に記載の文書3ないし文書18の16件である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める旨主張するが、処分庁は、開示請求件名に合致する行政文書ファイルを特定し、当該ファイル内の全ての文書を特定したものであり、特定すべき文書に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5(令和7年(行情)諮問第522号)

(1) 経緯

処分庁は、令和4年3月10日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5の開示請求に対し、14件の文書を特定し開示とする決定を行った(令和4年4月11日付け情報公開第00007号(原処分5))。

これに対し、審査請求人は、令和4年4月20日付けで「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」等の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に記載の文書5ないし文書の18の14件である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月2日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第518号ないし同第522号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和8年5月19日 併合及び審議（同上）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書には、「情報公開第01362号（2021-00211）で特定された文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。」と記載されていることから、令和3年7月26日付け情報公開第01362号に係る開示決定で特定された「米国の対台湾武器売却問題に関する米中共同コミュニケ（資料編）」をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の全てを求めているものと解し、別紙の2及び別紙の3に掲げる文書1ないし文書18を特定し、文書1及び文書2（以下、併せて「先行開示文書」という。）につき先行開示決定（令和3年10月5日付け情報公開第02073号）を行い、文書3ないし文書18につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には、「情報公開第02073号（2021-00434）で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。」と記載されていることから、本件請求文書1の開示請求（開示請求番号2021-00434）に係る先行開示決定（情報公開第02073号）で開示された先行開示文書を除く残りの文書の全ての開示を求めているものと解し、別紙の3に掲げる文書3な

いし文書18を特定し、文書3につき先行開示決定（令和3年12月13日付け情報公開第02663号）を行い、文書4ないし文書18につき原処分2を行った。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書3に係る開示請求書には、「情報公開第02663号（2021-00578）で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。」と記載されていることから、本件請求文書2の開示請求（開示請求番号2021-00578）に係る先行開示決定（情報公開第02663号）で開示された文書3を除く残りの文書の全ての開示を求めているものと解し、別紙の3に掲げる文書4ないし文書18を特定し、文書4につき先行開示決定（令和4年2月21日付け情報公開第03312号）を行い、文書5ないし文書18につき原処分3を行った。

エ 本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書4に係る開示請求書には、「情報公開第02073号（2021-00434）で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。」と記載されていることから、本件請求文書1の開示請求（開示請求番号2021-00434）に係る先行開示決定（情報公開第02073号）で開示された先行開示文書を除く残りの文書の全ての開示を求めているものと解し、別紙の3に掲げる文書3ないし文書18を特定し、原処分4を行った。

オ 本件請求文書5に係る文書の特定について

本件請求文書5に係る開示請求書には、「情報公開第03312号（2021-00726）で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。」と記載されていることから、本件請求文書3の開示請求（開示請求番号2021-00726）に係る先行開示決定（情報公開第03312号）で開示された文書4を除く残りの文書の全ての開示を求めているものと解し、別紙の3に掲げる文書5ないし文書18を特定し、原処分5を行った。

カ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしオの文書の特定方法に問題はなく、上記(1)カの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文

書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 (令和7年(行情)諮問第518号)
情報公開第01362号(2021-00211)で特定された文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。
- (2) 本件請求文書2 (令和7年(行情)諮問第519号)
情報公開第02073号(2021-00434)で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。
- (3) 本件請求文書3 (令和7年(行情)諮問第520号)
情報公開第02663号(2021-00578)で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。
- (4) 本件請求文書4 (令和7年(行情)諮問第521号)
情報公開第02073号(2021-00434)で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。*電磁的記録の特定を求める審査請求に対して、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が行われなかったため、改めて請求する次第です。
- (5) 本件請求文書5 (令和7年(行情)諮問第522号)
情報公開第03312号(2021-00726)で追加的に開示決定等を行う予定の文書全て。

2 先行開示文書

- 文書1 FAX信 米中国交正常化(FAX2568号)
文書2 FAX信 米中関係正常化(国連、中国代表部プレスリリース)
(FAX4019号)

3 本件対象文書

- 文書3 ニクソン訪中資料-米中共同コミュニケー(1972.2.28)
文書4 西太平洋における平和、安全及び安定を維持することに寄与し、
米国国民と台湾の人々との間の通商、文化及びその他の関係の継続
を認める事により米国の外交政策を推進すること等を目的とする法律
文書5 米の対台武器売却問題(昭56.3.4)
文書6 米国・台湾関係(B)(第8104号)、ほか
文書7 レーガン政権下の対台武器供与問題(昭57.3.23)
文書8 米国武器輸出管理法・Arms Export Control
Actの改正
文書9 米議会における対サウディ空中早期警戒管制システム(AWAC

- S) 売却問題の審議 (昭56. 10. 24)
- 文書10 レーガン政権下の対台武器供与問題 (昭57. 3. 23)
- 文書11 米国の対台湾武器売却問題に関する米中共同コミュニケ (昭57. 8. 24)
- 文書12 (日米外相会談用発言要領案)
- 文書13 ココムにおける対中優遇措置問題クロノロジー
- 文書14 米側の説明、既存の取り扱い
- 文書15 ココム (対中武器輸出問題) (昭和56年6月22日)
- 文書16 ココムにおける中国の取り扱い等について (昭和56年6月23日)
- 文書17 米国の軍用装備品 (Support equipment) の中国向け輸出と我が国の武器禁輸政策との関連について (メモ) (55. 3. 18)
- 文書18 東西経済関係 (戦略的貿易規制について)